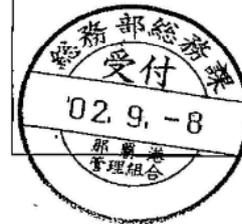


工事名：臨港道路（港湾2号線）道路改良工事（R2-1）

質問内容	<p>質問1. (総行第131号 国土入企第2号 平成29年6月8日 総務省自治行政局行政課長・国土交通省土地・建設産業局建設業課長 交通誘導員の円滑な確保について)より市場価格の高騰、交通誘導員の労務費について、標準積算と市場価格との間に乖離が想定される場合には、必要に応じて見積を活用するなど適切な対応を図ることありますが、本件、特記仕様書「現場説明における条件明示」4 安全対策関係の 2.では、交通誘導警備員を1日2人想定計上(金抜き設計書では、交通誘導警備員Bの労務費単価で計上)していますが、本件の交通誘導警備員において単価に乖離が生じた場合に変更の対象となるのでしょうか。</p> <p>質問2. 改良箇所作業半径で、支障物件(道路標識等)生じる箇所については、変更協議(金額・工期含)の対象となるのでしょうか。</p> <p>※スペースが足りない場合は、適宜、用紙を追加してください。</p>
------	--

受付印



1. 交通誘導警備員において単価に乖離が生じた場合については、変更協議の対象となります。
2. 改良箇所作業半径で支障物件(道路標識等)生じる箇所については、変更協議(金額・工期含)の対象となります。